

【人材紹介及び人事コンサルティングに関する覚書】

(以下、甲という)と、株式会社グローバルアイ(以下乙という)とは、甲への人材紹介及び人事に関するコンサルティング業務につき、以下の通り覚書を締結する。

第1条

甲は、必要とする人材の紹介や情報提供、人事コンサルティングを目的として、これを乙に依頼し、乙はこれを受け、職業安定法その他関連法規を遵守のうえ、甲の依頼に基づき誠実且つ積極的に業務を遂行するものとする。

第2条

乙は甲から第1条記載の事項に関する相談を受けた時は、直ちにこれに応ずると共に、適宜、調査、報告、助言などを実行するものとする。

第3条

本覚書に基づき、甲が乙の紹介した人材を採用した場合、甲は採用決定者の勤務開始後、乙の請求に基づき、当月末日締切り後、翌月末日までに情報提供料として、下記金額を乙に全額支払うものとする。また、採用とはアルバイト及び試用期間も含むものとし、情報提供料の利率について、試用期間と本採用時の額が異なる場合でも、本採用時の額を基準とする。

※賞与等が未確定の場合は、前年の支給実績から算出した金額を年収と定める。前年の支給実績が算出できない場合は、月額給与の16ヶ月分を年収と定める。月給とは、通勤手当を除く算定可能な諸手当を含む月額給与をいう。年収とは、月給の12ヶ月分と年間賞与額とを合算した額をいう。給与が年俸による場合は、当該年俸額から通勤手当を除いた額とする。

- | | |
|-------------------------|--------|
| 1) 新卒、第二新卒、販売職、事務職などの職種 | 月給×3ヶ月 |
| 2) 専門職、技術職、営業職、管理職などの職種 | 年収×30% |

但し、紹介する人材の経歴などを事前に甲から乙へ情報開示し、都度当該紹介者採用決定時の情報提供料を双方で協議の上、情報提供料の利率合意に基づき人材の斡旋を開始する。

第4条

採用決定者が自己都合退職する場合または本人の責により懲戒解雇された場合は、乙は以下の料率に従い、退職月の翌月末日までに情報提供料を甲に返却するものとする。尚、甲による解雇、会社都合による退職、または不測の事態による退職の場合はこの限りではない。

- | | |
|------------|------|
| 1) 入社1ヶ月未満 | 100% |
| 2) 入社3ヶ月未満 | 30% |
| 3) 入社6ヶ月未満 | 10% |

第5条

1. 甲及び乙は、本覚書の内容及び本覚書で知り得た相手方の情報などを秘密として保持し、これを第三者に開示または漏えいしてはならず、もしくは本覚書の目的外に利用してはならない。
2. 甲及び乙は、本覚書の履行に際して個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号第2条)で定義されているものをいう)を取り扱う場合は、個人情報保護の重要性を認識し、その濫用がないように取り扱うとともに、個人情報保護に関する法令等を遵守しなければならない。
3. 前2項の規程は、本覚書が終了し、または解除された後においても同様とする。

第6条

甲及び乙は、相手方が本覚書に基づく義務を履行しないことにより損害を被った場合、相手方に対して損害賠償を請求することができる。

第7条

本覚書の有効期間は締結日から1年間とし、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれか一方による解約の申し出が無い場合には、更に1年間の覚書を自動更新する。また以後も同様とする。

第8条

1. 甲及び乙は、相手方が以下の各号に該当する者（以下「反社会的勢力」という）であることが判明した場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
 - ① 暴力団
 - ② 暴力団員
 - ③ 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - ④ 暴力団準構成員
 - ⑤ 暴力団関係企業
 - ⑥ 総会屋等
 - ⑦ 社会運動等標ぼうゴロ
 - ⑧ 特殊知能暴力集団
 - ⑨ その他これらに準ずる者
2. 甲及び乙は、相手方が反社会的勢力と以下の各号の一にでも該当する関係を有することが判明した場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
 - ① 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
 - ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
 - ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力を利用していると認められるとき
 - ④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
 - ⑤ その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
3. 甲及び乙は、相手方が自ら又は第三者を利用して以下の各号の一にでも該当する行為をした場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
 - 1 暴力的な要求行為
 - 2 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 3 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - 4 風説を流布し、偽計又は威力を用いて甲の信用を棄損し、又は甲の業務を妨害する行為
 - 5 その他前各号に準ずる行為
4. 乙は、甲に紹介する候補者について、本1～3項の表明保証を行う。

第9条

本覚書に記載なき事項は、その都度、甲・乙が誠意を持って協議し、これを定め従うものとする。

以上、本契約の締結を証するため本書2通を作成し、甲及び乙は記名、捺印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲：

印

乙：岡山県岡山市北区野田3-13-37
アソシエビル3D
株式会社グローバルアイ
代表取締役 石川 修作
(有料職業紹介事業：33-ユ-300213)

印